

令和5年4月25日

総務省九州管区行政評価局

## 「国の庁舎におけるAEDの周知・管理等に関する行政評価・監視」を開始 AEDの有効な活用に必要な環境づくりのために

AEDは、平成16年に一般市民の使用が認められて以降、公共施設・商業施設等を中心に急速に普及が進み、現在では国の庁舎においても高い割合で設置されています。

一方、「心停止となってから電気ショックまでの時間が1分遅れるごとに救命率が10%ずつ低下する。」とも言われていることから、心停止者を発見した一般市民らがAEDによる救命活動を迅速に開始できるよう、次のような環境整備が求められます。

- ① 「どの建物にAEDが設置されているか。」、「その建物内のどの場所にAEDが配置されているか。」といった情報の分かりやすい周知
- ② いざという時にAEDが正常に作動するよう、AED設置者による日常的な点検の励行

今年5月8日には新型コロナウイルス感染症の5類引下げに伴い、一時的なものであるとしても救急搬送困難事案が増加するおそれもあり、救命現場におけるAED活用の重要性が一層高まることが想定されるため、当局では、九州5県（福岡、長崎、熊本、大分及び鹿児島）の国の庁舎のうち、特に不特定多数の利用者の訪問が見込まれる法務局、税務署及びハローワークの状況について調査を行います。

### 調査対象機関

福岡法務局、福岡国税局、熊本国税局、福岡労働局、  
長崎労働局、熊本労働局、大分労働局、鹿児島労働局、  
関係団体等



### <本件照会先>

総務省 九州管区行政評価局  
第4評価監視官 岩戸 健司

(電話) 092-431-7094  
(メール) ksy22@soumu.go.jp

# 調査のポイント等

## フェーズ①

心停止  
の発生

### ポイント①

近くのどの建物にAEDが設置されているか。



「AEDマップ」を活用すれば、スマホ画面上で周辺のどの建物にAEDが設置されているか把握可能

#### 【AEDマップとは】

日本救急医療財団が平成27年6月から運用し、厚労省も通知により関係機関に周知。現在はスマホ用アプリ「QQ・MAP」も配信されている。

## フェーズ②

### ポイント②

建物内にあるAEDに素早くたどり着けるか。



国の通知やガイドライン：  
AED設置者に、建物入口やエレベーター内パネル等での分かりやすい表示を要請

## フェーズ③

### ポイント③

AEDが正常に作動するか。



AED設置者は、本体内蔵インジケーターを毎日確認し、消耗品（耐用年数は電極パッド約2年、バッテリー約4年）を定期的に変換しておく必要

※ 救急車の現場到着所要時間は平均9.4分（令和3年）

タイム  
ライン

発生から3分

5分

救命率

3分以内に  
開始



約75%

5分経過



約25%

8分経過し  
た場合、救  
命可能性は  
極めて低く  
なる。